年齢・ご病気に応じた適用保険（介護保険／医療保険）のご案内

40歳未満

40歳以上 65歳未満

65歳以上

・心身の状況等
・主治医からの身体・精神上の
障害・疾病・負傷の状況等により

特定疾病

NO　YES

介護保険申請せず医療保険を選択することも可能

介護保険申請

※介護保険証をお持ちの場合、厚生労働大臣が定める疾病を除き、原則として介護保険が優先され医療保険での訪問看護は選択不可

非該当

要支援 1　要支援 2　要介護 1　要介護 2　要介護 3　要介護 4　要介護 5

主治医から訪問看護指示書を発行

厚生労働大臣が定める疾病
厚生労働大臣が定める状態

NO　YES

主治医から訪問看護指示書を発行

厚生労働大臣が定める疾病

YES　NO

医療保険

による訪問看護

週3日まで利用可能

（各種医療保険の負担割合）

医療保険

による訪問看護

週 4日 以上利用可能

（特定疾病・状態別・急性期）

介護保険

による訪問看護を利用可能

（ケアプラン支給限度額内）

※主治医が頻回な訪問が必要と判断し、
「**特別訪問看護指示書**」が発行された場合
14日を限度に医療保険へ切り替え
気管カニューレや真皮を超える褥瘡は
月2回まで発行可能

指示期間中だけ移行

＜特定疾病＞
40歳以上65歳未満で介護保険を申請できる16疾病

1. がん（末期）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、
   大脳皮質基底核変性症 及び
   パーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、
    糖尿病性腎症 及び 糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患（COPD）
16. 両側の膝関節または股関節に
    著しい変形を伴う変形性関節症

【40～64歳の方のポイント】
上記16の特定疾病に該当する場合のみ、要介護認定の申請が可能です。

＜厚生労働大臣が定める疾病・状態＞
（医療保険が優先される基準）

別表第7（疾病）

・末期の悪性腫瘍（がん末期）
・多発性硬化症
・重症筋無力症
・スモン
・筋萎縮性側索硬化症（ALS）
・脊髄小脳変性症
・ハンチントン病
・進行性筋ジストロフィー症
・パーキンソン病関連疾患
（進行性核上性麻痺、大脳
皮質基底核変性症、
パーキンソン病
(ホーン・ヤール3以上、生活機
能障害度2以上）
・多系統萎縮症
（線条体黒質変性症、オリーブ
橋小脳萎縮症、 シャイ・ドレー
ガー症候群）
・プリオン病
・亜急性硬化性全脳炎
・ライソゾーム病
・副腎白質ジストロフィー
・球脊髄性筋萎縮症
・脊髄性筋萎縮症
・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
・後天性免疫不全症候群
（AIDS）
・頸髄損傷
・人工呼吸器使用している状態

別表第8（状態）

厚生労働大臣が定める状態にある方：
・気管カニューレを使用している状態
・留置カテーテルを使用している状態
・在宅酸素療法、点滴、人工肛門・人工膀胱等の管理が必要な状態
・真皮を超える重度な褥瘡（床ずれ）の状態